

## いわゆるブランダイスルール

### 1 いわゆるブランダイスルールとは

アメリカ合衆国における1936年のアシュワンダー対TVA事件の判決において、アメリカ連邦最高裁判所のブランダイス判事が示した憲法判断回避の準則。

### 2 内容

裁判所は、

- 友誼的・非対決的な訴訟手続においては立法の合憲性の判断をしない。
- 憲法問題を決定する必要が生ずる前に前もって取り上げることをしない。
- 憲法原則を、それが適用さるべき明確な事実が要求する範囲を越えて定式化しない。
- 憲法問題が記録によって適切に提出されているとしても、その事件を処理することができる他の理由がある場合には憲法問題について判断しない。
- 法律の施行によって侵害をうけたことを立証しない者の申立てに基づいて、その法律の効力について判断することはしない。
- 法律の利益を利用した者の依頼で、その法律の合憲性について判断するようなことはしない。
- 法律の合憲性について重大な疑いが提起されたとしても、その問題を回避できるような法律解釈が可能であるか否かをまず確認すべきである。

(注) 日本においても、いわゆる税関検査事件判決(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁)は、ブランダイスルール準則<sup>▪</sup>と同様の配慮に基づくものであるとの指摘がなされている。